二GHz以下及び一九・二二GHzを超え一九・七GHz以下の周波数の電波を使用する無線局（固定局、基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局に限る。）並びに二二GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局（二二GHzを超え二二・四GHz以下、二二・六GHzを超え二三GHz以下、二五・二五GHzを超え二七GHz以下、三八・〇五GHzを超え三八・五GHz以下又は三九・〇五GHzを超え三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局をいう。以下同じ。）の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

［表略］

［15～34　略］

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備）

第四十九条の六の九　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式（半複信方式のものを含む。）を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［表略］

一　一般的条件

［イ～ホ　略］

ヘ　キャリアアグリゲーション技術（二以上の搬送波を同時に用いて一体として行う無線通信の技術をいう。以下同じ。）を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局を含む。）との間の通信（総務大臣が別に告示するものを除く。）に限ること。

［(1)・(2)　略］

［ト～リ　略］

二　送信装置の隣接チャネル漏えい電力及び相互変調特性は、総務大臣が別に告示する条件に適合すること。

ムの無線局、一七・七GHzを超え一八・七二GHz以下及び一九・二二GHzを超え一九・七GHz以下の周波数の電波を使用する無線局（固定局、基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局に限る。）並びに二二GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局（二二GHzを超え二二・四GHz以下、二二・六GHzを超え二三GHz以下、二五・二五GHzを超え二七GHz以下、三八・〇五GHzを超え三八・五GHz以下又は三九・〇五GHzを超え三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局をいう。以下同じ。）の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

［表同上］

［15～34　同上］

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備）

第四十九条の六の九　［同上］

［表同上］

一　［同上］

［イ～ホ　同上］

ヘ　キャリアアグリゲーション技術（二以上の搬送波を同時に用いて一体として行う無線通信の技術をいう。以下同じ。）を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局を含む。）との間の通信に限ること。

［(1)・(2)　同上］

［ト～リ　同上］

二　送信装置の条件

イ　変調方式は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定めるものであること。

(1)　基地局の無線設備　二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

(2)　陸上移動局の無線設備

(イ)　占有周波数帯幅の許容値が二〇〇kHzのもの　二分のπシフト二相位相変調、四分のπシフト四相位相変調又は四相位相変調

(ロ)　占有周波数帯幅の許容値が一・四MHzのもの　二相位相変調、四相位相変調又は一六値直交振幅変調

(ハ)　その他のもの　二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

ロ　隣接チャネル漏えい電力は、総務大臣が別に告示する条件に適合すること。

ハ　相互変調特性は、総務大臣が別に告示する条件に適合すること。